

電波監理審議会（第1093回）議事録

1 日時

令和3年7月14日（水）10:00～12:02

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
三田 一博（総務課長）、佐藤 輝彦（放送政策課企画官）、
岡井 隼人（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

二宮 清治（総合通信基盤局長）、野崎 雅稔（電波部長）、
林 弘郷（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
翁長 久（移動通信課長）、柳迫 泰宏（電波政策課企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る制度整備及び60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の多様化等に係る制度整備） （諮問第15号）	2
② 無線設備規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令案（アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長） （諮問第16号）	11
③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長） （諮問第17号）	11
④ 令和2年度電波の利用状況調査の評価結果（案） （諮問第18号）	19
(3) 報告事項（総合通信基盤局）	
デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）概要	29
(4) 報告事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会令和2年度決算の概要	41
② 放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）	46
(5) 閉 会	51

開 会

○日比野会長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の7月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項4件、報告事項3件となっております。

まず先日の持ち回り開催で議決したとおり、審理官について、藤田氏に代わって越後氏が着任されておりますので、一言御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○越後審理官 7月1日付で審理官に着任いたしました越後と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、初めに先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言ずつ御挨拶をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○二宮総合通信基盤局長 二宮でございます。7月1日付をもちまして、総合通信基盤局長を拝命しております。よろしくお願い申し上げます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○野崎電波部長 電波部長に着任いたしました野崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○日比野会長 よろしくお願いたします。

○林総務課長 同じく7月1日付で総務課長を拝命いたしました林と申します。よろしくお願いたします。

○日比野会長 よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局）

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る制度整備及び60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の多様化等に係る制度整備）

（諮問第15号）

○日比野会長 諮問第15号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る制度整備及び60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の多様化等に係る制度整備）につきまして、翁長移動通信課長から説明をお願いします。

○翁長移動通信課長 おはようございます。移動通信課の翁長でございます。

それでは、諮問第15号の1ページ目を御覧いただければと存じます。

今般の諮問15号ですけれども、大きく3件の案件がございます。まず1件目につきましては、1項の①に書いてございますけれども、マイクロ波帯のUWBと呼ばれる超高帯域無線システムについて、屋外利用可能な周波数帯を拡

張するために制度改正を行うものでございます。マイクロ波帯のUWBにつきましては、3.4から4.8GHzのローバンドと7.25から10.25GHzのハイバンドが屋内限定で利用可能となっております。一方、ハイバンドのうち7.587から8.4GHzにつきましては、他の無線システムと干渉の調整などを行いまして令和元年には屋外利用も可能になっておりますが、最近さらに屋外利用可能な周波数を増やして欲しいという要望がございます。リモートパーキング、バイタルセンサー等々のニーズがございます。

これを受けまして、屋外利用のUWB無線システムの周波数を拡張したいというものでございます。これについては他の無線システムとの干渉の調整などは終えているところです。

2件目につきましては②でございますが、60GHz帯というかなり高い周波数帯になりますけれども、小電力センサーシステムにつきまして新たにパルス方式のシステムを導入するものでございます。パルス方式のセンサーでございますが、既に制度化されておりますFMCWと呼ばれるセンサーに比べまして、多数のセンサー同士の共存性とか消費電力の点で優れておりますので、業界から制度化の要望がございました。

これを受けまして、技術基準にパルス変調方式を追加するための関係規定の整備をしたいと考えているものでございます。

3件目は③でございますけれども、小電力のデータ通信システムにつきまして、現在2.4GHz帯、5GHz帯、25GHz等が無線LAN等で利用されておりますが、技術基準につきましては同報通信方式という規定がございませんでした。一方、昨年、航空法の改正等がございまして、ドローンにつきましてはリモートIDと呼んでおりますドローンを個別に識別するためのIDをドローンから発信できるような仕組みが来年の夏頃から導入される予定となっております。このため、同報通信という通信方式の追加をしたいというものでご

ございます。

2 ページ目を御覧ください。省令改正の概要でございますけれども、3 件の制度改正に関しまして、電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部について改正させていただきたいと考えております。

施行期日でございますけれども、関係省令等の公布日と同日を予定しております。本日答申をいただきましたら速やかに所要の手続を進めたいと考えております。

3 ページ目を御覧ください。パブリックコメントの関係でございますが、まずマイクロ波帯UWBの屋外利用の周波数拡張につきましては5月8日から6月7日までの31日間実施しまして、4件の意見がございました。

60GHz帯の小電力センサーシステムの導入、及び小電力データ通信システムの同報通信方式の追加につきましては5月15日から6月14日の31日間実施いたしまして、10件の意見をいただいているところでございます。各案件のいただいた意見及び意見に対する考え方につきましては、それぞれ18ページ、21ページ目に資料としてお付けしておりますので御参照いただければと存じます。

このうちマイクロ波帯UWBの屋外利用の周波数拡張でございますけれども、一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター、TELECと呼んでございますが、そこからの意見を踏まえまして、無線設備規則に規定することを予定しております帯域外不要発射の規定のうち、7.25から9GHz帯の帯域外不要発射の規定につきまして指定周波数帯内であることから、削除することとしてございます。

4 ページ目をおめぐりください。UWBの改正の背景と概要について記載してございます。ここでポンチ絵をつけてございますけれども、今回、制度改正

よりまして、これらのようなシステムが新しく出て来て、社会的な便利性が向上するものと考えております。

続きまして、5ページ目でございます。本件の改正の概要ですけれども、主に3点でございます。1点目につきましては、電波法施行規則第4条の4の中に屋外利用可能な周波帯を7.25から9GHzに改正することと、空中線電力の表示方法について規定してございます。

2点目につきましては、無線設備規則49条の27に第4項として、7.25から9GHz帯で屋外利用可能なUWB無線システムの技術基準を追加してございます。

3点目でございますけれども、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項第47の4号に同無線システムを追加して、さらに同条第2項に特別特定無線設備として追加してございます。

続きまして、6ページ目を御覧いただければと思います。UWBの普及予測につきまして海外の調査会社の文献等を基にまとめてございます。スマートパーキングとかレーダー等々の需要により、年平均70%で成長が見込まれることを示しております。今般の制度改正により、市場としてもかなり伸びていくのではないかと考えております。

7ページ目、8ページ目に現行の屋外利用の主な技術的条件を表形式で記載してございますけれども、これらにつきましては時間の関係上、省略させていただきます。

9ページ目には、電力レベルを載せてございます。

続きまして60GHz帯を追加するセンサーの件でございますけれども、10ページ目は冒頭申し上げましたので省略したいと思いますが、ユースケースとしては、左下でございますように、家電の分野、生体情報、バイタルセンサー等に加えて、特にキックセンサーで使いたいというニーズがございますので、

既存のユースケースに加えてこのような新しいサービスも出てくると考えております。

12 ページ目を御覧ください。国内等々の移動帯検知センサーの市場予測を示してございます。これらにつきましても、モーションセンサーやバイタルセンサー等々のニーズがございまして、8%から9%という年平均の成長率が見込まれております。

13 ページ目でございますが、60GHz帯のパルス方式のセンサーシステムの技術基準です。これらにつきましても表形式でまとめてございますが、詳細な説明については省略させていただきます。

14 ページ目を御覧ください、これまであったセンサーの方式は電波を常時発射しております。一方、今回追加したいシステムはパルス式ですので、パースト的にと申しますか、電波を出さない時間帯もございまして。このため他のシステムとの共用が容易になること、消費電力の観点でも優位性があると考えているところでございます。

15 ページ目を御覧ください。先ほど申し上げましたように、今回の同報通信方式を追加するということとございまして。先ほどドローンの例を申し上げましたけれども、右側の図にございまして、ドローンを識別するためのIDを同報いたしますので、その観点で通信方式を追加するものでございます。

16 ページ目に省令改正の概要を記載しておりますけれども、無線設備規則に通信方式を追加するものでございます。

17 ページ目につきましては、関連して改正を予定しております告示及び訓練の案の一覧を記載しておりますけれども、これらは諮問事項の対象ではございませんが、参考までに資料として付け加えさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御質問、御意見等はございますか。笹瀬委員、お願いします。

○笹瀬委員 どうも説明ありがとうございます。非常に分かりやすい説明でした。お伺いしたいのは、資料の13ページ、14ページに記載の箇所についてです。60GHzを使う場合は、従来のFMCWではなくてパルス方式に切り替えるので、ある時間しか信号を出さなくなります。よって、パルスを出しているときは尖頭値がかなり高くなり、平均値は全体で見ると低くみえますが、パルスを出している期間ではかなり高い値をとります。

ということで、質問は、13ページを見ると、FMCWに関しても、受信設備の電波等の限度値が変更され、パルス方式と同じ値に設定されていると理解できますが、具体的にはどのように変わるのでしょうか。2つ目にある不要発射の強度の許容値は同じ値が記載されています。つまり、従来のFMCWの場合は異なる値だったのが、今回はパルスの場合と同じ値に合わせた結果、どのように変わるのでしょうか。細かい質問ですけれども。

○翁長移動通信課長 御質問ありがとうございます。まずFMCW方式からパルス方式に切り替わるというよりは、今回追加しますので、既存のFMCW方式はこれまでどおり残ると思っております。御指摘の点、副次的に発する電波の限度ですけれども……。

○笹瀬委員 質問の意図は簡単で、どうしてFMCW方式をパルス方式と同様の値に見直す必要があるのかという質問です。

○翁長移動通信課長 その点でございますけれども、13ページ目の表の受信設備の副次的に発射する電波の限度というところで、1GHz未満と1GHz以上という形で記載しておりますけれども、当時こういう基準を設けておりましたが、実際に技術的にこれを測定するのが困難ということ等もございまして、今回同じようなパルス方式の追加に合わせて修正しているということでございます。

ます。

○笹瀬委員 分かりました。特にこれを変えたことによって、限度値が甘くなることはないわけですね。

○翁長移動通信課長 そういうことはございません。さらに不要発射をやろうとすると、連続的に電波を出しておりますので、測定中に止めるということが出てまいりますので、サービスを一回止めるという影響もございますので、今回のような形で整理させていただいているところでございます。

○笹瀬委員 もう1点、質問してよろしいですか。10ページにキックセンサーの記載があります。これは新しいニーズだと思いますが、キックセンサーを使うということは、そういうたくさんセンサーから電波が出るわけですね。

1個1個ではなくて。そういう場合に関して多重するというか、時間をずらして出すにしても、そういうことに関して受信側での電界強度とか何かの上限値はないのですか。1つ使う場合と10個使う場合ではかなり電波の出方が違いますよね。特に受信側で見た場合には、時間がずれているにもかかわらずたくさん信号を受けてしまうので、そこは問題ないのでしょうか。

○翁長移動通信課長 その点につきましては特に制限をかけておりません。問題ないかと思っております。先ほど申し上げましたように、時間軸上パルスで出ますので、10%程度のデューティサイクルは設けておりますけれども、その中で共存ができるとは考えております。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございます。さらにもう1点お伺いします。60GHzを使うときにいろいろな方のコメントがありますように、ここは一番酸素を吸収しやすい周波数帯です。そういうことで誤解がないようにうまく説明されたほうがいいと思います。以上です。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。パブリックコメントでも資料にございますように、人体の影響とかを御懸念されている方はいらっしゃいま

すので、パブリックコメントの回答としましても丁寧な回答に努めていきたい
と思いますし、5Gのときもいろいろな御指摘がありましたけれども、電波の
人体への影響については、関係課とも協力をしながら丁寧に説明していきたい
と考えてございます。御指摘ありがとうございました。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。以上です。

○日比野会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、お一方ずつ確認させていただきます。兼松会長代理、いかがでし
ょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。UWB無線システムの屋外利用のニーズ
が非常に高まっていることとか、小電力システムにつきましてより使い勝手を
よくするための改正でございますので、私は非常に結構なことかと思ってお
りますので、特にそれ以上意見はございません。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでしょうか。

○林委員 私もございません。大変結構な改正案かと存じます。

○日比野会長 分かりました。長田委員、いかがですか。

○長田委員 賛成いたします。パブリックコメントへの回答は先ほど笹瀬先生
からも御指摘があった件ですけれども、人体への影響につきまして丁寧に回答
していただいている、そういう姿勢で今後も取り組んでいただければと思いま
す。よろしく申し上げます。

○日比野会長 ありがとうございます。日比野から質問させていただきたいと
思います。

諮問事項については、これはもちろん時代のニーズにマッチする話なので、
大変結構なことだと思います。全く異論はございません。質問ですけれども、
このスピードでこれだけ市場も拡大しているということは、今回は帯域が7.
25から9GHzということですが、さらに拡張の方向で遠からずまた検討さ

れて諮問にかかってくるような流れでしょうか。

○翁長移動通信課長 御指摘ありがとうございます。UWBの屋外利用のニーズがございますのでそのように努めていきたいとは思いますが、これ以上高いところの周波数帯の共用は現時点では技術的に難しいかと考えているところがございますので、例えばすぐ半年後とか1年後に諮問させていただくというのは難しいかと思っております。

一方、新しい技術は次々と出てまいりますので、そういう新しい技術が出てくる等、諸所の条件が変わってきまして、共用条件を検討いたしまして、また電監審の皆様方にお諮りしたいと考えているところがございます。

○日比野会長 ありがとうございます。意見というか気づいたことを指摘させていただければと思います。6ページと12ページは同様なグラフですが、配列が微妙に、「日本」と「グローバル」あるいは「世界」で左右が逆だったり、「市場規模」と「普及台数」が上下反対だったりしまして、同じ資料であれば、同じようなレイアウトでいかがかと思ったりしました。

○翁長移動通信課長 大変失礼いたしました。私の確認不足でございます。会長御指摘のとおりでございますので、以後このようなことがないように気をつけます。

○日比野会長 特段の意図がなければ、レイアウトを揃えて頂ければと思います。

○翁長移動通信課長 特段、意図はございません。以後気をつけたいと存じます。

○日比野会長 よろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。委員の皆様から意見をいただきましたので、原案どおり決することとしたいと存じますが、諮問第15号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○長田委員 お願いします。

○日比野会長 ありがとうございました。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

翁長課長、ありがとうございました。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令案(アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長)

(諮問第16号)

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長)

(諮問第17号)

○日比野会長 それでは、続きまして諮問第16号、無線設備規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令案(アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長)、及び諮問第17号、周波数割当計画の一部を変更する告示案(アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長)につきまして、翁長移動通信課長、荻原電波政策課長から説明をお願いします。

○翁長移動通信課長 移動通信課の翁長でございます。まず、私から説明を申し上げます。

資料1ページ目を御覧いただければと思います。1項、諮問の概要でございます。アナログ方式を使っております350MHzと400MHz帯の簡易無線局、以下「アナログ簡易無線局」と書いてございますけれども、そこにつき

ましてはデジタル方式の導入を推進したいと考えまして、平成20年8月の周波数割当計画の変更等々によりまして、新たにデジタル方式を追加して、アナログ簡易無線の使用期限を令和4年11月までと規定してございます。

このためアナログ簡易無線につきましては、速やかにデジタル方式に移行していただきたいと考えているところでございますけれども、昨今のコロナ関係で社会経済も影響を受けてございますので、デジタル方式の簡易無線局への移行に遅れが生じることが想定されているところでございます。このための激変緩和措置といたしまして、企業等の中期経営計画の期間を念頭に、アナログ簡易無線の周波数の使用期限を2年に限り延長させていただきたいと考えているものでございます。

2項、改正の概要でございますけれども、無線設備の規則の一部を改正する省令と、2つ目のポツにあります。特定無線設備の技術適合証明等に関する規則の一部を改正する省令につきまして、所要の改正をさせていただきたいと考えております。

2ページ目を御覧ください。施行期日でございますけれども、答申をいただきました場合には速やかに改正したいと考えてございます。

4項、パブリックコメントでございますけれども、今年の5月14日から6月14日までの期間、パブリックコメントを行いました結果、7者の方々から意見の提出がございました。

参考資料といたしまして、3ページ目に簡易無線局の概要を書いてございますけれども、2010年ぐらいからかなり大幅に伸びているところがございます。左上の箱にございますけれども、業務連絡とかデータ伝送、レジャー等々、下にポンチ絵もございまして、様々な分野で使われているところがございます。赤字で書いておりますけれども、免許・登録が必要な無線局の中では、今の時点では携帯電話を除いて最も普及している無線システムの一つだと思っております。

ます。

ここまでニーズが伸びた理由は幾つかあるかと思いますが、無線従事者の資格が不要で、免許とか登録のみで手軽に使えるということと、他の免許不要のシステムと比べると出力、パワーが結構大きいものですから、数キロメートル程度の通信距離を確保できるといったような観点がございまして、社会的ニーズからも普及がどんどん進んでいるといったようなことだと思います。

4 ページ目につきましては、主な規格と局数、システムのイメージ、無線局の推移、開設状況等々をまとめておりますので、御参考にしていただければと存じます。

5 ページ目には、技術的条件をそれぞれ周波数帯ごとに書いてございます。免許局と登録局に分かれてございますけれども、幾つかの技術基準がそれぞれ定められているところでございまして、350MHz帯、例えばアナログは使用期限が規定されているところでございますけれども、これを2年間延長させていただきたいと考えているものでございます。

6 ページ目以降はパブリックコメントの結果でございます。原案に賛成という方もいらっしゃいましたけれども、無線機器の販売店の経営悪化が懸念されるというような御意見等々も出されたところでございますが、これらについても8 ページ目、9 ページ目以降で丁寧に回答をお示ししているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○荻原電波政策課長 電波政策課長の荻原と申します。7月1日付で着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問第17号の周波数割当計画の一部を変更する告示案について、御説明させていただきます。

まず1 ページ目の1、諮問の概要でございますけれども、本件は今ほど説明

がございました諮問第16号の省令改正案に合わせまして、必要となる周波数割当計画の変更を行うものでございます。

具体的には2の変更概要に記載しておりますが、先ほどの省令改正案の説明のとおり、デジタル簡易無線局等への移行に遅れが生じてきていることから、3ページにございますように、周波数割当計画におきまして、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限を2年間延長するという修正を加えたいというものでございます。

また1ページに戻っていただきたいのですが、3の施行期日についてでございます。答申受領後は速やかに周波数割当計画を変更してまいりたいと考えております。

最後に2ページになりますけれども、意見募集結果につきましては、本件の変更案については、省令改正案と同時期に意見募集を実施しております。結果といたしまして、周波数割当計画の変更案に対する直接的な意見の提出はございませんでしたけれども、当該変更内容につきましては省令改正案の基づくものでございますので、同省令案に関する意見募集の結果を参照するという形にしたいと考えております。

以上、諮問第17号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、委員の皆様、御質問、御意見等はございますか。兼松会長代理、お願いします。

○兼松代理 翁長課長、荻原課長、御説明どうもありがとうございました。こちらでもまたコロナの影響等により期限を延長するというものでございまして、前回審議したスプリアス規格の移行、旧規格から新規格への移行期限の延長と同じような趣旨かと思っておりますけれども、そのときもお尋ねしたと思うのですが、

もともと期限、移行期間はかなり長く設定されていたということがありまして、今回の使用期限も、もともとかなり長い移行期間があったところを、コロナで2年ぐらい延ばすということだと思っております。コロナ自体はここ1年半ぐらいのことだったと思いますので、本来はその前はかなり移行していてもよかったですのではないかと気もしなくはないので、2年延長することによって完全に移行が完了できそうだとお考えなのか、あるいは再延長はないと思っておりますが、再延長はないと考えてよろしいのか、その辺をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○翁長移動通信課長 御質問ありがとうございます。移動通信課の翁長でございます。

最初の御質問ですけれども、期限というのはかなり余裕を持って設定してございましたので、早めにやっておけばというのは私もそのとおりだと思いますが、人間の心理と申しますか、使えるものはぎりぎりまで使いたいというのがあったのかと思っておりますので、そういった形でぎりぎりまで待つというところでコロナの影響が直撃しているといったことが正直なところなのか思っております。

2点目の再延長はないのかということでございますけれども、将来の話でございますので何とも言えませんけれども、前回のスプリアスとは違いまして、これは登録局とか免許局でございますので、免許人も把握してございますし、価格的にも今、大体5万円とか3万円ぐらいで入手できるようになって来ると、比較的価格の低廉化も進んでまいりますので、それほど困難なものではないと思っておりますので、2年間延長でデジタル方式に切り替えていただければいいかと考えているところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。あと、聞き漏らしたのですが、実際コロナの影響ということで、何か切替えがスローダウンしているような実態を把握さ

れているのかどうかを教えてくださいませんか。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。データの的に実際にスローダウンしているかという点では、そのスローダウンがきれいに見えるようなデータは把握できてないところがございますけれども、幾つかのところから、昨今の情勢から延長してほしいといったような御要望はあったと理解してございます。

○兼松代理 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。お願いします。

○笹瀬委員 笹瀬です。4ページあるいは5ページを見ると、最近特に、簡易無線局が増えている理由は、350MHzを使っている登録局がレンタルで使えるということで、利用度がかなり上がっているわけです。一方、460MHz帯を見ると、デジタルもありますが、まだかなりアナログが残っています。350MHz帯はもともとアナログの数はかなり少ないですから、そういう意味では、アナログの460MHzを使っている方がデジタルに切り替えるときに、例えば部品がないとかいうことで買い換えにくいという理由もあるのでしょうか。先ほどおっしゃったように、2年間延長してもかなりの数が変わらなければ駄目ですよ。

○翁長移動通信課長 御指摘ありがとうございます。販売が足りているかどうかという面では、確かに御指摘のように一遍に変わるとなると、昨今の半導体不足とかの影響もございますので、かなりシビアな状況になるかと思っておりますけれども、一方で、今のところ販売店でデジタルの機器が枯渇しているというような話は聞こえてございませんので、そういった影響は限定的なのかと理解しているところでございます。

○笹瀬委員 分かりました。言い方を変えると、400MHz帯を使っている方というのは、免許局を持っている方は市町村とかそういう方が多いのですか。

もともとかなり数がずっと多いですよ。減ってはおらず大体少しずつ増えているという感じがするので、これは登録したものをレンタルで借りている数ではないと思うので、こういう方は、つまり市町村であれば計画的に変える予定をされていて予算も組んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○翁長移動通信課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のように市町村とか昔からのユーザーが多いかと思しますので、自治体さんとか、あと例えば大手の電力会社さんとかいろいろな企業等々も使われていると思います。そういったところで、御指摘のように計画的に移行しようという計画はあるんですけども、例えば自治体で予算を組んでいても、昨今のコロナで自治体の予算もそこに割かなければいけないとかいったことが出てきていると理解してございますので、今般、2年間の延長をさせていただきたいと考えてございます。

○笹瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

あと、林委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

○林委員 ありがとうございます。2点だけ質問させてください。

先日諮問のあった「新スプリアス規格への移行期限の延長」省令改正案については、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り」という条件が付いていましたが、今回は、延長に当たり、そういった条件は付いていないようですが、これは何か理由があるのでしょうか。

それから、「新スプリアス規格期限延長」では、「新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により」という点では理由は同一ですが、スプリアスの場合は、「当分の間」とあって、本件は2年の延長となっているのは、何か理由があるのでしょうか。以上2点、よろしくお願い致します。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。まずスプリアスのような条件をつけないのかということでございますけれども、スプリアスの場合は不要発射

ということで、与えられている周波数帯から外のところに漏れる電波のことを指します。その基準が変わったということでございますので、その前の規格のまま使い続けると、他の周波数帯を利用している人たちが影響を受ける可能性があるということで、そのような条件をつけているかと思えます。今般の場合はそのような他の無線局に与える影響はないと理解してございますので、条件はつけておりませんが、今後、アナログのところでは再免許はぎりぎりまで認めると思いますが、新規の免許は受け付けないとかいった対応はしてまいりたいと考えてございます。

あとスプリアスは「当面の間」としたことで、今回、簡易無線の場合は「2年間」で区切っておりますけれども、スプリアスの場合は対象となる無線機がかなり多く、また免許不要局といったものもある観点から、かなり時間を要するのではないかとこのところ、「当面の間」としたと私は理解してございます。

一方、アナログの簡易無線の場合は免許局、登録局でございますので、免許人も把握してございますし、先ほど申し上げたとおり、価格も3万円から5万円と結構低廉化も進んできておりますので、2年もあれば移行していただけるのではないかと考えているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。あと、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。今回の案に賛成させていただいております。特に質問はございません。

○日比野会長 ありがとうございます。日比野も特に質問はございません。コロナウイルス感染症に伴う社会経済活動の低下については、データで示すのは難しいと思いますが、否めないところですし、半導体関連工場での火災といったアクシデントもあるということで、今般の延長はやむを得ないと思います。ぜひ再延期がない方向で進んでいくことを希望いたします。

それでは、決議に入ります。諮問第16号及び第17号は、諮問のとおり、改正及び変更することが適当である旨の答申を行いますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○長田委員 結構です。

○林委員 異存はございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。翁長課長、ありがとうございます。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。

(4) 令和2年度電波の利用状況調査の評価結果(案)

(諮問第18号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第18号にまいります。令和2年度電波の利用状況調査の評価結果(案)につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原でございます。

それでは、諮問第18号、令和2年度電波の利用状況調査の評価(案)について説明させていただきます。パブリックコメント開始前になりますけれども、本年5月に評価案については一度説明させていただいておりますが、改めて参考資料に基づきまして、本日も簡単に説明させていただきたいと思っております。

参考資料の3ページを御覧ください。調査は電波法第26条の2の規定に基づきまして、左上にございますが、令和2年度より周波数を2区分に分けて毎

年実施することとしております。令和2年度の調査は714MHz以下の周波数が対象でございます。令和2年度の714MHz以下の周波数帯ですけれども、主にアマチュア無線とか、航空、船舶、放送などの業務で使われております。

下にフロー図がございますけれども、先ほど申し上げましたように、本年5月、電波監理審議会に評価案について報告させていただきまして、その後フロー図の中段より少し下になりますが、意見募集を5月22日から6月21日の期間で実施しております。それを経て本日、電波監理審議会に諮問させていただくという運びになっております。答申をいただいた場合には、最終的に評価結果を公表していくこととなります。評価結果を踏まえて、私どもとしまして、周波数割当計画とか周波数アクションプランなどの電波有効利用政策にしっかりと反映していくというスキームになってございます。

4ページ目を御覧ください。令和2年度の調査の概要をまとめております。調査対象は2番にございますけれども、無線局は約415.8万局、免許人の数は約155.1万となっております。

調査方法は3番にございますけれども、総務省で管理しております無線局のデータベースPARTNERを使いまして、免許人の数とか無線局の数を集計するといったPARTNER調査をまず行います。加えまして、免許人の方に無線局の運用時間などを確認する調査票の調査、それから利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯につきましては、その他必要な限度において詳細な調査を行う重点調査を実施しております。

令和2年度の重点調査の対象ですけれども、公共ブロードバンド、マリンホーン、アナログ地域振興MCAシステムの3システムとさせていただいております。これは後ほど説明させていただきます。重点調査につきましては、時間やエリアの利用度合いを分析すると同時に、電波の発射状況調査を併せて実施

しております。また、今回の利用状況調査につきましては、周波数帯を5つに区分して評価を実施しております。

5ページから7ページは説明を割愛させていただきまして、8ページを御覧いただければと思います。ここから調査の結果と評価結果案を5つの区分ごとにまとめております。

まず8ページ目ですけれども、26.175MHz以下の周波数帯でございます。中ほどの調査結果のポイントを御覧いただければと思います。この周波数帯の無線局はアマチュア局が98.31%を占めておりまして、無線局数としては、全体としておおむね横ばいで推移しているという状況です。評価としましては、その下の評価結果のポイントの欄にございますが、これらのシステムについては国際的にも同様にこの周波数帯域で利用されているということで、おおむね適切に利用されていると評価しているところでございます。

9ページ目を御覧ください。26.175MHzから50MHz以下の周波数帯でございます。この周波数帯につきましては、アマチュア無線と船舶無線などに使われているということでございます。全般的には僅かに減少の傾向にございますが、評価といたしましては、評価結果のポイントにございますけれども、この周波数帯の無線局は周波数移行の動きが当分見込まれてないということ、船舶通信などにつきましては一定の需要が続く帯域であるということでございますので、そうしたことを踏まえると、適切に利用されていると評価しております。

10ページ目を御覧いただければと思います。57MHz超222MHz以下の周波数帯でございます。この周波数帯は、アマチュア無線のほかにもFM放送とか防災行政無線、航空無線など多様なシステムで利用されている帯域となっております。また、移動系のデジタル無線とか、あるいは公共ブロードバンドの無線局が増加しているという状況にございます。評価としましては、こ

の帯域の無線局は、デジタル化が一定程度進展しているほか、公共業務用の無線等の電波利用システムの重要度の高さから判断しますと、おおむね適切に利用されていると評価しております。ただ、残っているアナログ方式の無線局につきましては、一層の有効利用に資する取組が必要であると評価しております。

1 1 ページ目を御覧ください。2 2 2 MHz から 3 3 5. 4 MHz の周波数帯になります。この周波数帯は消防用デジタル無線とか、市町村の防災デジタル無線、県の防災用デジタル無線といった公共業務用の無線が大半を占めております。特に 2 6 0 MHz 帯のところにつきましては、ほかの周波数帯で使われている防災行政無線の移行先になってございまして、この帯域はデジタル化の比率が増加している傾向にございます。評価としましては、無線局数全体として見て増加している傾向になってございまして、着実にデジタル化も進展しているということで、適切に利用されていると評価しているものでございます。

1 2 ページ目を御覧ください。3 3 5. 4 MHz から 7 1 4 MHz 以下の周波数帯ですけれども、この周波数帯はデジタル簡易無線、アマチュア無線などといった無線が多くを占めてございまして、公共用のアナログ無線もございしますが、こちらは減少傾向になっているところでございます。評価としましては、公共用のアナログ無線は 2 6 0 MHz 帯に移行してございまして、移行先でデジタル化が進展しているという状況になっております。全体としましては無線局数が増加傾向にありまして、それぞれのシステムの重要性から判断いたしますと、おおむね適切に利用されていると評価しております。

1 3 ページ目を御覧ください。各総合通信局ごとに全体のデータを取りまとめたものになります。関東、近畿、九州、沖縄で増加傾向となっております。その他の局は平成 2 9 年度と比較すると減少傾向にございます。

1 4 ページ目を御覧ください。重点調査評価の内容でございまして、令和 2 年度は、先ほど申し上げましたように公共ブロードバンド、マリンホーン、アナ

ログ地域振興MCAシステム、3つのシステムを選定しております。

1つ目の公共ブロードバンドにつきましては、公共安全LTEとの相互補完を進めて技術的検討を行うという状況にございまして、今回、重点調査の対象としたものです。局数は179局増加しているということです。右側に評価がございまして、エリア的に偏りもございまして、全てが有効に使われているとは言えないような状況ではありますが、一方でこのシステムは上空でも使えるようにするなど、運用範囲の拡大等に取り組んできております。そのため、今後、増加が見込まれております。そういった点を踏まえまして、評価としては、空きチャンネルの活用方法などを検討する必要があるとしております。

2つ目がマリンホーンになります。こちらは水産関係の団体が使っているシステムでございまして、令和4年度までにほかに代替移行するとされておりますので、調査対象としております。評価としては、多くの無線局で年間の発射実績がなく、使っているエリアも限られておりまして、予定どおり令和4年12月までに移行・代替・廃止することが適当という評価にしております。

3つ目がアナログ地域振興MCAシステムでございまして、周波数再編アクションプランでデジタル化への移行を図るとされているため、今回、重点調査対象に選定しております。ただ、今回の利用状況調査によりますと、デジタル化の「導入予定なし」と回答した免許人が71%になっておりまして、一部デジタル化が進んでいますが、必ずしも迅速に進んでいるとは言えない状況だということで、引き続きデジタル化を促していく必要があるという評価にしております。

15ページ以降は、実際の測定結果などを書いてございまして、説明については割愛させていただきます。

飛びますけれども、次に資料の24ページを御覧いただければと思います。パブリックコメントを実施いたしましたところ、8件御意見をいただいております。

ます。簡単に説明させていただきますが、1件目は全国陸上無線協会から、350MHz帯デジタル簡易無線でございますけれども、この割当てチャンネルが限られているということで、増波等の要望をしたいという意見でございます。

これについては意見全体としては御賛同の意見ですけれども、この部分の御要望につきましては、電波の利用状況とか今後の需要動向を踏まえて検討してまいりますとさせていただきます。

2件目は日本ローバンド拡大促進協会から、26.175MHz以下の周波数の利用状況について、一部、特に3.5から3.8MHzについて多くが運用停止になっていて適切とは言えないのではないかとということで、放置するのであれば2次業務としてアマチュアへの配分を検討・要望したいということです。

ここについて御指摘の部分については、この周波数帯全体でおおむね適切に利用されているということで評価させていただいているものです。それにつきまして令和2年度利用状況調査の結果、無線局数は前回調査に比べて減少傾向にあるものの、一定の需要があって国際的に共通に利用されているものもあることを踏まえて、今回、おおむね適切にという評価をさせていただいているところです。今後のアマチュア局の開設運用状況等、利用状況を考慮して検討していきたいと考えております。

それから、3件目がソフトバンク株式会社から2件の意見をいただいております。1つは周波数利用状況調査の見える化を推進して、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義ということで、賛同意見をいただいております。他方で、評価の調査頻度をもっと上げて、毎年の進捗を調査・公表することも一案という御提案をいただいております。

これにつきましては、全体としては御賛同の意見としていただいておりますけれども、この部分については今後の電波利用状況の参考にさせていただくということにさせていただいております。

2つ目の意見は、特にアナログ方式を採用している公共システムについては、電波政策懇談会の結果も踏まえつつ、総務省で定期的にフォローアップを実施していくべきということで、また、空き帯域が捻出された場合は携帯電話などの利用が進んでいるシステムへの活用が効果的という意見をいただいています。

これもいただいた意見については、今後の参考とさせていただくとしております。

それから、4件目の楽天モバイル株式会社からも2件の意見をいただいております。賛同という意見と、2つ目は無線システムがどの帯域で主に使用されているか公表してほしいということがございます。

これについても、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきたいとしております。

5件目以降は個人の方からでございます。5件目については、放送事業者の使っているチャンネルが分かりづらいので、詳細なチャンネルを表示してもっと分かりやすくしてほしいということなので、これについては今後の需要動向等を踏まえて、周波数の有効利用に向けた検討の参考とさせていただくということにしております。

6件目も個人の方ですけれども、地上デジタル放送の周波数が有効利用されているというのはおかしいのではないかという御意見ですが、これについては前回調査時とほぼ同数の無線局が運用されておりますので、引き続き適切に利用されていると評価しているということを述べさせていただいています。

7件目は表記に関する意見でございます。今後の参考ということでまとめさせていただきます。

8件目は、気象通報用無線が調査項目に挙げられていないということで、重点調査対象に合致するシステムではないかという指摘ですけれども、こちらについては先ほど御説明した基準で、総合的に評価した形で要件を満たすものか

ら重点システムを選定しているという経緯を説明させていただいております。

以上が評価案の内容とパブリックコメントの結果となります。

説明は以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、御質問、御意見等はございますか。兼松会長代理、
申し上げます。

○兼松代理 荻原課長、御説明どうもありがとうございました。私、電波監理
審議会委員になってから、電波利用状況調査評価というのは何回かお聞きした
と思うんですけれども、大体記憶の感じでは常に「おおむね適切」という評価
が出ていたような気がしております。今回も重点調査項目のところ以外は「お
おむね適切」というような評価になっているかと思うんですけれども、この点
は今まで調査をやって、「おおむね適切とは言えないですよね」というふうな評
価になったことがあるのかということと、毎回、「おおむね適切」ということ
であると、調査をやっていく上で何かメリハリのようなものを効かせられないの
かと思った次第でございます。

補足して教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○荻原電波政策課長 御質問ありがとうございます。まず、これまで帯域の利
用が「適切ではない」という評価をしたことがあるかという御質問をいただき
ましたけれども、事実関係としては、今までそういった端的な評価をさせてい
ただいた例はないと認識しております。「おおむね適切」とあるという評価、今
回は714MHz以下を5つの区分に分けて評価させていただいておりますが、
実は5つ区分した中にもそれぞれの区分ごとに様々なシステムが様々な
背景で存在しておりまして、例えば防災用無線でアナログシステムの比率が逆
に増加してしまっているような事例もございます。ただ、その帯域ではほかの
システムのデジタル化が全体として進んでいまして、区分全体の評価としては

「おおむね適切」にされているとまとめておりますが、御指摘のように、例えば様々な事情で一時的にそういった動きがあったりすることもございます。今回、こういった調査を通じて、できるだけきめ細やかに把握させていただいて、それぞれ評価させていただいて、その上でまとめとしては、今回、こういった形で「おおむね適切」になっておりますことを御承知いただければと考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。おっしゃるとおり、区分の中にいろいろなものが非常に雑多に共存しているということがありますので、評価をよく読めば、いいのもあるし悪いのもあると、全体としてプラマイをならずと、おおむね良いかという評価になってしまうんだらうと思います。そこはおっしゃるように、多分、書き方の問題もあるかと思いますが、結果として全体はいいけれども中にはこういう問題があるということが、より一層分かりやすいような形で評価を心がけていただければと思っております。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。特にコメントはございません。よくまとめております。

○日比野会長 それでは、お一方ずつ確認していきます。林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。まずコメントでございますが、10頁にございますように、防災行政無線をはじめとして公共用無線システムのデジタル化が着実に進展しているようで、望ましい評価結果になっていると存じます。

次に質問が1点ございます。周波数の有効利用と現状の検証スキームというのは、今回御説明いただきました年度ごとの利用状況調査と、移動体通信システムの場合には開設計画の四半期報告もございます。ソフトバンクからは、「今

後の電波の利用状況調査において、重点調査の対象とする周波数帯やシステムについては、将来の周波数戦略を策定するうえで、より効果的な調査とするために、パブリックコメント等を通じて、外部の意見を反映できる仕組みにすることが望ましい」とありますが、私は、この利用状況調査の評価自体は、客観的データに基づいており、かつ電監審による諮問答申の審議過程を通じて、いわば第三者評価も経ていると理解しております。むしろ既存事業者へ割り当て済みの周波数について、彼ら自身の自己評価ではなくて、周波数が有効利用されているか第三者評価の採用を検討すべきではないかと思っているところです。これもコメントでございますが、以上でございます。

○日比野会長 荻原電波政策課長、よろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原です。コメントありがとうございます。御指摘のとおり、第三者的な目で客観的にこういった調査結果を分析して評価するということは極めて重要だと思いますので、林先生の御指摘はもっとも感じております。

○日比野会長 それでは、よろしく願います。あと、長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田からは特にございません。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

日比野からも特にございません。5つの周波数区分のうち、「適切に利用されている」が2つで、「おおむね適切に利用されている」が3つでしたが、ぜひ全部「適切に利用されている」となることを目指して、政策展開をお願いしたいと思います。

○野崎電波部長 電波部長の野崎ですけれども、一言よろしいでしょうか。

○日比野会長 どうぞ。

○野崎電波部長 この後の電波政策懇談会の報告書案をパブコメ中ですが、そ

の電波政策懇談会の中でも電波の利用状況調査を使ったPDCAサイクルは非常に重要ということで、手法等について見直しを進めていくという方向性も出ていますので、引き続き改善等については御相談しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ぜひ可能な限りブラッシュアップを進めていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第18号、こちらは諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○林委員 異議ございません。

○笹瀬委員 結構です。

○長田委員 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（1）デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）概要

○日比野会長 続きまして報告事項、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）概要につきまして、柳迫電波政策課企画官から説明をお願いいたします。

○柳迫電波政策課企画官 電波政策課の柳迫でございます。私からは報告案件の1、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）概要について紹介させ

ていただきます。

2 ページを御覧ください。本懇談会は昨年11月から検討を開始しまして、6月28日の第8回懇談会において報告書案を取りまとめております。7月2日から8月2日までパブリックコメントを実施しまして、8月中に報告書を取りまとめる予定でございます。懇談会の検討事項としては、3つございます。1つ目が電波利用の将来像、2つ目がデジタル変革時代の電波政策上の課題、3点目がデジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策でございます。座長は早稲田大学の三友先生、懇談会の下には、公共用周波数等ワーキンググループと、移動通信システム等制度ワーキンググループがございました。

3 ページを御覧ください。報告書案の目次の概要でございます。第1章が電波利用の現況、第2章がデジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定、第3章がデジタル変革時代の電波有効利用方策で構成されてございます。

4 ページを御覧ください。まず、第1章の電波利用の現況でございます。電波利用システムの変遷としましては、これまで低い周波数帯の利用が中心でございましたけれども、高い周波数帯域の利用に拡大しているところでございます。移動通信システムの発展につきましては、2ポツ目でございますとおり、携帯電話・BWAの契約数は1億9,446万契約となっております。

5 ページを御覧ください。ここからが第2章でございます。デジタル化を加速する技術ということで、このページでは、無線通信の大容量化としてテラヘルツ帯の活用、カバレッジの拡張として衛星コンステレーションやHAPSなど、ネットワークの大容量化としてマルチコアファイバー、ネットワークの仮想化やネットワークスライシング、こうした技術が有望な技術と整理されてございます。

6 ページを御覧ください。今回、新型コロナウイルスをきっかけにデジタル化が加速してございます。そのような中、ワイヤレスがリモートや遠隔制御といったところで、社会・経済の持続性に貢献してございます。下の図は、カテゴリーごとにデジタル化の例とワイヤレス利用の例をまとめたものでございます。

7 ページを御覧ください。今後、産業・社会のワイヤレス化が進むと予想されておりまして、電波の役割が一層重要となってきます。そのような中、次世代の電波システムとして下の7つを挙げてございます。その中でも赤い枠で囲った4つの電波システムにつきましては、特に帯域を必要とするものということで、今回、新たに帯域確保の目標設定をしてございます。

それが8ページになります。4つの電波システムごとに3つの周波数帯の区分で、2025年度末と2030年代の新たな帯域確保の目標を設定してございます。こちらにつきましては企業・団体などにアンケート調査を実施し、ユーザーなどのニーズに関する分析を行い、また国際動向などといったものも踏まえながら、帯域確保の目標設定をしたものでございます。2025年度末でプラス約16GHz幅、2030年代はプラス約102GHz幅となっております。

9 ページを御覧ください。ここからが第3章、デジタル変革時代の電波有効利用方策でございます。

(1) の5G・ローカル5Gなどの普及・促進としまして、これから5G、Beyond 5Gと周波数帯が高くなっていきまして、電波が飛ばないところもございますので、条件不利地域ではインフラシェアリングの活用が見込まれてございます。そういった中、共同整備の場合の補助スキームやインフラシェアリングに係るルール整備に向けた検討を進めることが適当としてございます。また、ローカル5Gにつきましても、ミリ波に加えてSub 6が周波数と

して適用されるようになりました。ローカル5Gは自己土地利用が原則になってございますけれども、Sub6は自己土地を超えて電波が届くといった特性も踏まえまして、2025年頃に向けてローカル5Gの広域利用に関する検討を進めていくと。また、そのためのガイドラインの見直しも検討していくことが適当としてございます。

このページの下の方ですけれども、電波の安全性に関する周知広報の在り方につきまして、5G/Beyond 5G時代に即して見直していくことが必要ということで、諸外国の動向を踏まえまして、利用者が電波強度を分かりやすく確認できるよう、標準的な測定方法や測定・公開の仕組みを検討していくことが必要としてございます。

10ページは、Beyond 5Gなどに係る研究開発及び知財・標準化の促進でございます。ポイントとしましては今後、Beyond 5Gの研究開発、これは関係機関が行う研究開発の支援を行うといったものや、標準化に向けた実証、国際共同研究について電波利用料を活用して拡充していくことが必要としてございます。

(3)のダイナミック周波数共用の推進につきましては、2.3GHz帯におけるダイナミック周波数共用について、今年度中に実用化を図ることが必要としてございます。

11ページ御覧ください。(4)の無線ネットワークのオープン化・仮想化への対応でございます。オープン化につきましては、テストベッドの実現について検討することが必要と。また、5Gネットワークのオープン化・仮想化の取組の海外展開についても集中的に支援していく取組が必要としてございます。

(5)の深刻化する自然災害への対応につきましては、3番目のポツでございます。スペースセルラーサービスを活用することによって、携帯電話の端末が地上の電波だけでなく、衛星の電波も受信できるようになるということで、

災害等で地上の電波が受信できなくなってもつながるというメリットがあります。これにつきましては、できるだけ簡素な免許手続の実現に向けて具体的な方策を検討することが適当としてございます。

(6) のデジタル変革時代に求められるワイヤレス人材につきましては、無線従事者制度は、現在の資格区分が平成2年に設けられたものでございます。これをデジタル変革時代に合ったものに見直していく、そのための検討を行うことが必要としてございます。

12ページを御覧ください。ここが第3章の中でも1つポイントになります。周波数の有効利用の検証及び割当ての方策でございます。

(1) は電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係を整理したものでございます。ポイントは1ポツ目でございますとおり、公正競争の確保によりモバイル市場が活性化し、その恩恵を多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用の目的である「公共の福祉を増進すること」につながると考えられるというものでございます。

(2) は周波数の再割当制度の導入でございます。現状の仕組みですと、開設計画の認定期間が切れた後も再免許を繰り返して、携帯電話事業者等が継続的に周波数を利用している実態がございます。こうした固定化につきましては、例えば電波の有効利用が不十分であっても、継続的に利用されることにもつながりますし、既存免許人以外の方が割当て済みの周波数に手を挙げられないといった課題がございます。

そういったことも踏まえまして、今回、懇談会の報告書案では、下の図で①から③のいずれかに該当する場合として、電波の有効利用が不十分な場合、競争が発生する場合、その他電波の有効利用に必要な場合、こういった場合に周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要としてございます。ここでのポイントは、あくまで公平に周波数獲得の機会、手を上げる機会を付与して、

対等に競争する場を提供することであり、結果の平等まで求めるものではないことに留意する必要があります。また、周波数の再割当てを行う場合は、電波監理審議会に諮問するなど透明性を確保しつつ、公正・中立に手続を進めることが適当としてございます。

13 ページを御覧ください。(3) は周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法でございます。移行期間につきましては、個別の案件ごとに設定する必要がありますので、それは個別の案件ごとに開設指針で記載していくことになろうかと思っています。また、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当としてございます。この終了促進措置につきましては、周波数の再編で用いられている手法でございまして、新たな認定開設者が既存免許人の周波数の使用期限の前に、既存免許人の周波数の移行コストを負担することによって、前倒しで電波を利用できるようになるというメリットがございます。ただ、今回の再割当て制度では、終了促進措置の協議が調わない可能性もございますので、こういった場合には電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要としてございます。

(4) がいわゆるプラチナバンドの扱いでございまして、プラチナバンドにつきましても、例外的な特別な扱いとするのではなく、どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当て制度を整備すること、また、プラチナバンドの個別課題につきましても、令和3年夏から、早急なさらなる検討の深掘りを行うことが必要としてございます。

14 ページを御覧ください。(5) はBWAの見直しについてでございます。地域BWAにつきましては、直近のデータでは現在281自治体でしか免許を受けていないという実態がございます。そのため、例えば5年後を念頭に、この期間経過後においても利用されていない地域については、ニーズを把握した

上で、例えば全国バンド化することなどを検討することが適当としてございます。また、BWAにつきましては4Gや5Gとの技術的な差異もなくなっているところでございます、音声利用に対する要望もございましたので、こちらについてもBWAの音声利用にも認める方向で検討することが必要としてございます。

(6)は電波の利用調査の改善でございます。ポイントは、携帯・全国BWAにおける各周波数の利用実態を把握するための評価指標として、帯域別トラヒックを設けることを検討することが必要ということ。あと、今回の再割当制度の導入と利用状況調査をリンクさせるという観点から、この調査においても透明で客観的な基準を定め、絶対評価を導入することが必要としてございます。

(8)では周波数の経済的価値を踏まえた割当て手法としまして、令和元年の電波法改正で特定基地局開設料制度が導入されたところでございます。こちらにつきましては、まずこの制度を着実に運用し、運用状況をしっかり検証していくことが必要としてございます。また、オークション制度につきましても、オークション制度のデメリットとされている事項に対する諸外国の対応を含め、具体的かつ総合的な事例調査を行うことが必要としてございます。

15ページを御覧ください。15ページ、16ページが公共用周波数の有効利用方策でございます。

(1)の公共用周波数の利用状況の検証としまして、右の表の赤い文字で書かれている部分ですけれども、こちらが国の公共用無線局の周波数のうち、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムでございます。①から⑨までございまして、今回、関係省庁にヒアリングさせていただきまして、廃止・共用・移行という形で整理されまして、全体で約1,200MHz幅の帯域を新たに5Gなどで利用できるようになる見込みでございます。

16ページの(3)でございます。こちらでも令和元年の電波法改正で、利用

料が減免されている公共業務用無線局につきまして、非効率な技術を用いているものにつきましては利用料を徴収可能とするような制度が導入されました。そのため、この利用状況調査を毎年行うことによって、しっかりフォローアップしていくべきというものでございます。

17ページを御覧ください。デジタル変革時代における電波の監理・監督でございます。

(2)では、PARTNER刷新の検討に合わせまして、無線局免許に係る手続のさらなるデジタル化や、無線局免許状のデジタル化などを進めていくものでございます。

(3)は技術基準不適合無線機器の流通抑止でございます。こちらは昨年12月に技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドラインを公表したところでございまして、このガイドラインに基づく取組をしっかりフォローしまして、取組が不十分な場合は、既存制度を抜本的に見直すことも視野に入れて、努力義務の対象範囲などを検討することが求められるとしております。

(4)は新たに利用されるミリ波帯などの電波監視ということで、5Gの電波の特徴として高い周波数の利用というのがありまして、その特徴に応じた電波監視が必要という課題がございます。こちらにつきましても、5Gの電波の特徴に応じた受信アンテナや測定器の導入を含めた監視手法の確立や、5Gの伝搬距離が短く有効な電波監視が困難であることから、移動監視を中心とした監視体制の確立が必要としてございます。

18ページ、こちらが最後でございます。電波利用料制度でございます。ポイントは(2)の用途のところでございます。先ほどBeyond 5Gのところ、関係機関が行う研究開発の支援等に利用料を活用するということがございました。そこがポイントでございます。また電波利用共益事務の総費用につきましては、現在の規模の750億円を維持することが適当としてございます。

報告書案の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 柳迫企画官、ありがとうございました。

それでは、本報告事項についての御質問、御意見等、委員の皆様、お願いいたします。

○兼松代理 柳迫様、どうも御説明ありがとうございました。今般の懇談会の報告は非常に盛りだくさんの課題を網羅的に検討されたかなり意欲的なものになっていると理解しておりますけれども、電波の利用が非常に進んでいく中で有効活用しなければいけないということで、あまり効率的に使われてないところは整理していくとか、ほかに移譲していくといったことをより進めていくということも一つのポイントかと理解しました。

私としましては、特に12ページの周波数の再割当制度に非常に興味を持っておりまして、今までは確かに一回免許を取ってしまえば何となくそのまま続いていくことが多かったのではないかと思いますけれども、これだけ利用が高まってまいりますと、既得権みたいなものに乗っかってはいけないということで、免許を取った方もより効率的に利用するように努力していかなければいけないと。そして、それよりもより効率的な利用をする人が出てきたらばその人にもチャンスあげなければいけないということで、非常によい制度ではないかと思っておりますので、ぜひ導入に向けて御検討いただきたいと思っております。以上でございます。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。再割当制度につきましては、報告書が取りまとめられましたら、制度整備に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○日比野会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。非常によくまとめられた報告ですので、学会などに、ぜひ報告書の情報を流していただければありがたいで

す。学会には、例えば分野の近い電子情報通信学会、情報処理学会とかでは、大会もありますので、これまでも総務省の方にいろいろお話をいただいておりますが、ぜひこういう内容を大会でお話いただけるとありがたいです。最近では、学会もほとんど全部をオンラインで配信しておりますし、聞いている方もとても多いです。なお、分野の近い学会だけではなくて、内容はかなり広いので、電波と言うとどうしても無線屋さんという意識が強いですが、報告書を見ると必ずしもそうではないので、いろいろな学会などで目に触れるような機会をぜひつくっていただくとありがたいと思います。私からもそういう関連の方に声をかけておきます。なお、日本学術会議にも、専門の方がかなりおられ、みんなで議論できる懇談会のような機会もあり、構成員の方は非常に著名な方がばかりです。ぜひ、より多くの方が見られるような環境をぜひつくっていただくと、ありがたいです。よろしく申し上げます。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。電波につきましては5Gをきっかけに産業用途での利用が広がっていておりますので、いろいろな分野で関心を持たれてくるのではないかと考えております。委員御指摘のとおりでございます。学会等でも幅広くこの報告書の周知活動に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○笹瀬委員 あともう一つは、どちらかという電波と言うと技術的なイメージが強かったのですが、これからは、むしろサービスとかアプリケーションが重要です。ですから、いろいろな異分野の方がこういう無線を使うことはもう当たり前になってきているので、ぜひそういうことで産業界の方にもいろいろアピールしていただけるとありがたいと思います。以上です。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。産業界に向けても周知をしっかりとやっていければと思います。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私からもコメントさせていただきたいと思っています。私も非常に良い報告書案になったと高く評価しています。

12頁に、「周波数の再割当てを行う場合は、電波監理審議会に諮問するなど、透明性を確保しつつ公正・中立に手続を進めることが適当」とあり、当審議会の役割にも言及していただいている、本審議会の責任の重さにあらためて思いを致しているところでございます。

12頁以下ですが、ここでの普遍的な制度整備という方向性というのが出されたのはきわめて重要で高く評価しています。その上で、いくつか改善点も示されているところですので、周波数の割当制度における評価・審査プロセスにおいては一層の透明性の確保が求められるのかなと思いました。

13頁の(4)の4つ目のポツですが、いわゆるプラチナバンドについては、条件不利地域における無線局の開設など広いエリアカバーの実現が求められるとありまして、私はここにも着目しております。割当済み周波数の有効利用に関する検証・評価についても、利用者から見て、実質的なサービス提供エリアが確保されているか、移動体通信事業者としてしっかり国民に社会的責任を果たしているかを不断に評価・検証すべきという視点が大事ではないかと思えます。以上でございます。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。林委員御指摘のとおり、移動通信用の周波数はまさにニーズが高く、有限希少な周波数を排他的に免許申請して利用できるというところがポイントだと思っております。そうした周波数を利用する移動通信事業者に対して高い公共性が求められる中で、しっかり責務を果たしていただくことが重要になると思いますので、今後しっかり検討してまいりたいと思えます。

○林委員 よろしくお願いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。一言だけお願いいたします。12ページ、林先生も御指摘がありましたけれども、プラチナバンドの再割当てについては電監審にまた諮問があるだろうと。その場合に事業者さんたちが私どものために公正な競争をきちんと展開していることが、いずれ評価項目にも入ってくるということですが、どういう項目を入れるのかにつきましても、私どもに早めに共有いただければいいと思っていることと、あと事業者の皆さんについても、予見性も必要なのかという気もいたしますので、急に突然ポンというよりは、きちんとそれぞれが準備できるような形がいいのかと思ったりもしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。今回のポイントとしましては電波の有効利用の促進と、モバイル市場における公正競争の確保の関係につきまして考え方を整理させていただきまして、それを踏まえまして、今後の割当てにおいてどのような評価項目を設定していくか、ここは大事なポイントでございます。電波監理審議会での手続をしっかりと丁寧に、予見性を確保できるように取り組んでいきたいと思ひます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。日比野からは、今までの委員の皆さんの意見とほとんど重複していますので特にはございませんが、全体的に電波利用の将来像を見据えた非常にすばらしい報告書だと思ひます。これがオープンになるのは8月ですか。

○柳迫電波政策課企画官 8月に報告書を取りまとめる予定でございます。

○日比野会長 楽しみにしています。言うまでもないですが、今はDXが日本の成長戦略の中でも一丁目一番地のところで、そういう意味では、これからの日本の成長戦略に非常に大きく関わる報告書になり得ると思ひています。報告書の各方策が着実に実施されるよう、かつ透明性を確保し、公正・中立の視点から、電監審として貢献していきたいと思ひます。

笹瀬さんから学会の話がありましたけれども、産業界もすごく関心が高いところですので、そちらへの幅広い周知もよろしくをお願いします。

意見は以上です。

○柳迫電波政策課企画官 ありがとうございます。学会、産業界への周知もはっきりやっていきたいと思えます。

引き続きよろしくをお願いします。

○日比野会長 お疲れさまでした。

それでは、本報告事項につきましては以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長 それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるということでございますので、一言御挨拶をいただければと思います。

○三田総務課長 情報流通行政局の総務課長に着任いたしました三田でございます。よろしくをお願いいたします。

○日比野会長 よろしくをお願いします。ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

(2) 日本放送協会令和2年度決算の概要

○日比野会長 それでは、審議を再開いたします。

続きまして、報告事項になります。日本放送協会令和2年度決算の概要について、佐藤放送政策課企画官から説明をお願いします。

○佐藤放送政策課企画官 放送政策課の佐藤でございます。ありがとうございます。令和2年度NHK決算の概要でございます。

令和2年度につきましては、まず一般勘定の事業収入につきまして7,121億円、事業支出が6,870億円。結果として、事業収支差金がプラス251億円となっております。もともと予算では149億円の赤字を見込んでいたのですが、結果として黒字となっているところでございます。

収入につきましては予算比で82億円のマイナスとなっておりますが、この要因としましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、営業活動を抑制せざるを得なかったという理由がございまして、受信契約件数が昨年度末比でマイナス42.9万件となり、15年ぶりに減少となっております。これに伴い、支払い率も昨年度末は82.8%だったんですけれども、令和2年度末時点で81%に低下しているところでございます。

次に事業支出につきましては、予算比で484億円の減少となっております。この理由としましては、同じく新型コロナウイルスの影響によりまして、国内・国際放送費や、営業経費と言われる契約収納費の抑制などという理由で減少となっております。収入は予算比で減少しているのですが、それ以上に支出が減少したということで、結果として251億円の黒字となっております。

この251億円の事業収支差金につきましては、財政安定のための繰越金に繰り入れることになっておりまして、251億円に加えまして資本収支差金、これはもともと予算でもプラスを予定していたのですが、計画どおりプラスを確保したということで、合わせて309億円を繰り入れることで、同繰越金の令和2年度末残高は1,590億円となっております。

次に、有料インターネット活用業務勘定になります。こちらにつきましては事業収入が39億円ということで、予算を大幅に上回っております。この理由につきましては、昨年4月にNHKプラスという同時配信と見逃し配信サービスを新たに開始することによりまして、NHKオンデマンドで視聴された方がNHKプラスに行くのではないかとということで収入の減少を見込んでいたのですが、それに反しまして予想以上に視聴料収入が好調だったということがございまして、結果としてプラスになり、事業収支差金も16.5億円と大幅に黒字という結果になっております。

次に3ページ目、決算とともに提出することになっております業務報告書の概要になります。新型コロナウイルス対応ということで、情報発信、受信料の負担軽減策を行ったこと、放送センターの建替については令和2年9月に第1期工事を開始したこと、また、女性職員比率は、令和元年度末18.6%から令和2年度末には19.9%に上昇したということなどが記述されているところでございます。

私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御質問、御意見等はございますか。兼松代理、お願いします。

○兼松代理 佐藤企画官、御説明ありがとうございました。毎回のことだと思うのですが、NHKの場合、予算は赤字で、着地すると非常に黒字になっているということが繰り返されているように感じておりまして、特殊法人でございまして、最初から予算で黒字を立てるといのはなかなか難しいのかとは思いますが、それにしても振れ方がいつも非常に大きいので、予算と決算がこんなに違いますと予算・決算を立てる意味があるのかという気もしなくはないんです。その辺はいろいろ見込み違いとかもあったとは思いますが、そ

もそもNHKにおきましてはもうちょっと予算と決算がぶれないようにしていくとか、そういうことを何か検討されていらっしゃるのでしょうか。もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

○佐藤放送政策課企画官 お答えいたします。御指摘のとおり、予算と決算でかなり大きな乖離があることは我々も認識しておりまして、例えば昨年度決算についても、30億円の赤字を予定していたのが決算で224億円のプラスという結果になっておりまして、我々としても決算につける大臣意見でも、予算編成の精緻化が望まれるというような指摘も行っているところでございます。現状、令和2年度については新型コロナウイルスという特殊な影響があったということで、多分、その振れ幅が例年よりも大きくなっているのかと思っております。

今後のNHKの対応ですけれども、現時点でNHKにおいて予算の精緻化に向けて全く新しい取組を考えているといったことは聞いていないのですが、例えばNHKは中間決算を秋に出しております。そういったものもしっかり踏まえながら、予算編成をより精緻化していただけるように、我々としても期待しているところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。それと、この結果、毎年お金がどんどん繰越しで積み上がって1,590億円になっているということがございまして、これについては国会でも審議されていたかと思うんですけれども、引き続き視聴者か、国民に還元していく方法は検討されるものだと理解しております。

それと全く違うのですが、NHKオンデマンドの視聴数が思ったより好調であったことにつきましては、これはコロナで在宅している方が増えたことも影響があるのでしょうか、どのようにNHKとしては分析しておられるのでしょうか。

○佐藤放送政策課企画官 我々が承知している限りですけれども、先生が御指

摘のとおり、在宅の単籠もり消費と言われますが、そういったところもプラスに影響したことに加えまして、外部プラットフォームと連携して、そこからNHKオンデマンドに誘導するような策がかなり成功したとも聞いております。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。あとの委員の先生、いかがでしょうか。

○林委員 林からは特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員。

○長田委員 私からも特にございません。

○日比野会長 笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 1点だけ。オリンピックが延期になり、もうすぐ始まることに関して、予算的あるいは執行上で、何か大きな変化はあったのでしょうか。

○佐藤放送政策課企画官 オリンピックは現時点で予定どおり開催されるということで、放送面では恐らく大きな計画の変更はないものと思われま。ただ、パブリックビューイングとかは中止になっておりますので、そういったところは予算の時点からある程度変更が出ているのではないかと考えております。

○笹瀬委員 ありがとうございます。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。冒頭、兼松会長代理が御指摘されたとおり、通常のビジネス感覚からすると、支出が収入の何倍も減るといのはあまりないことです。予算の精緻化にもう少しきちんとと取り組んだほうがいいのではないかと拝見しました。事業収入が増えて支出が予算より減るといケースが過去5年のうち4回もありますし、ずれも結構大きいという印象です。

それから、有料インターネット活用業務も非常にうまくいったということで、恐らくこれはアマゾンのFire TVといったプラットフォームでNHKオンデマンドが利用できるようになってきたということが大きな要因だと思います。

こういう活動は結構なことですが、恐らく予算策定段階ではこういうことも既に考えていた話でしょうから、織り込まれていないということは、予算の作り方への姿勢があまり精緻なものを目指しているとは思えないという印象を受けました。ぜひ改善をしていただきたいと思います。

○佐藤放送政策課企画官 コメントありがとうございます。我々もその問題意識はNHKに伝えていきたいと思ひますし、必要に応じて意見でも述べていきたいと思ひております。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

(3) 放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）

○日比野会長 それでは、続きまして最後になりますが、報告事項で「放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）」につきまして、岡井放送政策課企画官から説明をお願いします。

○岡井放送政策課企画官 放送政策企画官の岡井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは「放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）」について説明を申し上げます。

本審議会より、6月3日付で外資規制に関する勧告、そして要望書をいただいているところでございます。このような背景の中、総務省におきまして、有識者の方々にも御参加いただきながら、情報通信分野の外資規制の在り方といった点について検討を進めております。これらの検討は法改正も視野にといいことで進めております。その一方で、現在の放送法の枠組みの中で何かできることはないかという観点からも検討を進めておりまして、それが本日御説明す

る当面の対応案になります。

資料は報告3でございますけれども、表紙から1枚めくっていただいて、右上に2とページ数が入っている資料でご説明を申し上げます。

まず、方向性でございますけれども、検討の進め方として、現在の課題を認識した上で、対応の方向性を考えるという形を取っております。課題としては2点認識しております。まず1点目、外資比率、役員の国籍を定期的に把握・検証するための総務大臣の権限が定められていないという課題がございました。こちらの詳細は3ページに記載しております。

3ページにおいて放送法とその政令を記載しておりますけれども、放送法第175条におきまして、放送事業者等に対して資料の提出を求めることができるという仕組みがございます。そして、提出を求めることができる資料の中身については政令で定めるという作りになっております。今回、政令の内容を見てみたときに課題が2つ浮かび上がってまいりました。

まず1点目といたしまして、認定放送持株会社につきましては、このような資料を求めることができる事項が現時点では定められていないという状況がございます。そしてもう1点、基幹放送事業者に対しても、外資比率、役員の国籍に関する事項は資料の提出を求められる事項として定められておりませんでした。

このような課題を認識いたしましたので、対応の方向性のところにございますように、外資比率、役員の国籍に関する事項に関する資料の提出を求めることができるようにしようというのが今後の方向性でございます。改正の対象といたしましては、先ほど申し上げた政令を想定しております。

それから、2点目でございますけれども、認定や免許の申請に当たって申請書や添付書類を提出いただいているところでございますが、こちらの様式にも課題があると認識いたしました。

こちらの詳細は4ページに記載してございます。様式の中でも2つ課題があると認識いたしました。

まず1点目、外資比率が規制の範囲内であることが把握可能な表が設けられていないと資料に記載してございますけれども、これまで議決権の比率が100分の1以上のものについて詳細を求めていたというのが現状でございます。言い換えれば100分の1未満のものにつきましては、詳細の把握がなかなか困難であったという状況でございますので、これらを改善していきたいと考えております。

もう1点、一部におきましては、外資比率の表を設けて詳細な数字を取っておりました。ただ、この表につきましても、例えば外資規制の議決権の比率を計算するに当たって、分母となる総議決権が幾らで、分子になるのが幾らでというような、計算の過程を追えるような構造になっていなかったという課題がございます。

このような認識を踏まえまして、対応の方向性といたしましては、この様式について変更する、今の課題が解決できるような改正を行うことを想定しております。この場合の改正の対象は、今申し上げた省令になると思っております。

今後のスケジュールといたしましては、8月上旬にまた有識者の方を交えた検討会がございますので、こちらで省令、政令の改正案についてお示しをし、方向性として御確認をいただけましたら、その後意見募集を経て、公布・施行を考えております。公布・施行の時期としましては、年内を想定して進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等はございますか。林委員。

○林委員 今アクセスが落ちてしまって、ちゃんと話が聞き取れているかどうか

か自信がないのですが、もしおっしゃっておられましたら御放念いただければと思います。

1点、お教えいただけましたら幸いです。

3頁の「資料の提出に関する現行制度」のところで、放送法175条が挙げられており、その中で「政令の定めるところにより」、「資料の提出を求めることができる」とございますが、本条は、昭和34年の法改正で設けられたものであり、ちょっと気になったので調べたところ、当時の政府提出法案では「報告をさせることができる」とあったものが「資料の提出を求めることができる」と国会で修正されたものと承知しております。当初の政府提出法案から国会でこのように修正されたのは、いかなる立法理由に拠るところでしょうか。単なる日本語の字句の修正でしたら、気にする必要はないのかもしれませんが、当時の政府提出法案にいう「報告をさせる」のほうが、より強制性が強いニュアンスを感じましたので、昨今の状況にも合致しているかなと思いましたが、質問させていただきました。

○岡井放送政策課企画官 ありがとうございます。こちらは電波法との対比で考えるのが分かりやすいかもしれませんが、電波法では報告を求めるような形になっております。その一方で、こちらは当時の議論を詳細に追ったわけではございませんけれども、放送法の場合はメディア、表現の自由の観点などもございますので、メディア企業を相手にした法律ということで、その対象に鑑みまして抑制的な仕組みにしているのではないかと、そして報告を求めるというよりは、事業者の方々から資料を提出するというような文言にしたのではないかと想像しております。

○林委員 了解しました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。兼松会長代理、いかがでしょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。取りあえず法律を改正しなくてもできる

ところから始めるということで、勧告なり意見に沿った形でお答えいただいているものと理解しておりますので、引き続きお進めいただければと思っております。ありがとうございます。

○岡井放送政策課企画官 ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 林委員などの御意見も伺いながら、こちらにも注視していきたいと思っているところです。

○日比野会長 ありがとうございます。笹瀬委員は何かございますか。

○笹瀬委員 皆さん、委員の方からも質問がありましたので、私からは特に追加のコメントはありません。ぜひ頑張ってください。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。私からは一点、特に本報告と直接関係はありませんが、外資規制の遵守状況調査を4月30日までに回答を受領して取りまとめ中というステータスを最後に聞いておりますが、これはその後どうなっていますか。確認です。

○岡井放送政策課企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおり580者に向けて総状況調査ということで現状を調べているところでございますけれども、全ての結果につきましてはまだ公表していないところですので、公表に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○日比野会長 もう少し時間がかかるということですね。

○岡井放送政策課企画官 はい。

○日比野会長 承知しました。ありがとうございました。

それでは、本報告事項については終了にしたいと思います。ありがとうございました。

○岡井放送政策課企画官 ありがとうございました。

○日比野会長 では、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流

通行政局の職員の退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛てに提出してください。また、8月は休会となりますので、次回開催は9月13日月曜日15時を予定しております。

ということで、本日の審議会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。